

四日市市告示第72号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により、電子計算機に記録した公印の縮小した印影を出力して使用するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成31年2月21日

四日市市長 森 智広

1 名称

四日市市印

2 寸法

縦3ミリメートル 横10.5ミリメートル

3 印影



4 使用区分

市民課及び各地区市民センターで使用する以下のカード

- (1) 通知カード
- (2) 個人番号カード
- (3) 在留カード
- (4) 特別永住者証明書

(市民文化部市民課)